

庄内町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年 9 月
庄内町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状

2. 目標

3. 計画の期間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が改正され、令和8年度から施行されることに伴い、教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することが義務化されました。

改正後の給特法第8条第1項に基づき、本町教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間の縮減、ワーク・ライフ・バランスの向上、働きがいの確保等に関する目標を定め、教育職員が心身ともに健康を保ちながら、その専門性を存分に発揮できる環境を整備します。

本計画は、「第2次庄内町教育振興基本計画」（令和8年1月策定）に掲げる基本方針、とりわけ「教職員の資質向上と働き方改革の推進」および「教育政策推進のための基盤を整備する」の趣旨を踏まえ、教育の質の維持・向上と教育職員の健康確保の両立を図ることを目的とします。

教育職員が働きやすい環境をつくることは、子どもたちに対する教育の質の向上に直結します。本計画は、単なる勤務時間の削減にとどまらず、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、円滑な学校運営を実現することを目指します。

(2) 本町の現状

本町では、令和6年7月に「庄内町立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりとなりました。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	年平均が月 45 時間を上回る人数(割合)	年平均が月 80 時間を上回る人数(割合)
小学校	月 33 時間	9 人(12%)	0 人(0%)
中学校	月 31 時間	5 人(11%)	0 人(0%)

年平均の時間外在校等時間が月80時間を上回る人数は0人でしたが、月45時間を上回る人数は小学校と中学校あわせて14人(12%)となっています。引き続き業務負担の軽減を図り、教育職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう取り組んでいきます。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・年平均が月45時間を上回る人数(割合)を0人(0%)とする
- ・年間の月平均時間外在校等時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックの受検率を100%にする【R7:81.3%】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合を5%以下にする【R7:8.0%】

3.計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4.実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1)「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

ア 通学路における見守り活動等

- ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察等との連携を主とし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・児童生徒が補導された際の対応は、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- ・首長部局と連携して、外部機関等の専門家を活用し、学校と教育委員会、専門家等が連携して当該苦情等に対応できる体制を整備します。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・調査内容に応じて依頼、学校からの回答方法を工夫し、学校における事務負担を軽減します。

イ 部活動

- ・中学校の部活動について、地域クラブ活動への移行(地域展開)を計画的に推進します。
- ・部活動指導員・外部指導者の活用により、教育職員の負担軽減を進めます。

ウ 学校行事・会議等の精選

- ・既存行事の見直しと新規行事の精選を行います。
- ・会議資料の事前配布、会議回数の縮減と時間厳守、校内打ち合わせの短時間化を推進します。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置します。
- ・デジタルドリル等の ICT ツールを活用できる体制を整備し、事務負担を軽減します。

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・専門的な知見を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、学校と連携しながら児童生徒に応じた支援体制を構築します。
- ・町の学校教育支援員等を学校へ配置することで、児童生徒への適切な支援を実施するとともに、教育職員の負担軽減を図ります。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制

に見合うものとなるよう見直しを図ります。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を推進します。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有や校務の効率化を図ります。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に対し、本人からの申出に基づき、医師による面接指導を実施します。
- ・ストレスチェックの受検率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・心身の健康問題についての相談体制を整えます。
- ・週 1 回以上の定時退校日の設定及び長期休業等の期間中に5日間以上の学校閉庁日の設定を促進します。

5.関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、総合教育会議において報告し、その結果を町ホームページ等で公表し、学校における働き方改革への理解を広く地域・保護者へ求めていきます。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムを基に各学校から報告される時間外在校等時間調査の結果にて把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、精神疾患等により長期休業の職員がいる学校、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援、指導を実施します。